

## 南スーダン共和国における国連P K O活動への

### 自衛隊派遣決定に抗議し、撤回を求める声明

日本政府は、2011年11月1日、南スーダン共和国（以下「南スーダン」という。）における国連平和維持活動（P K O）に陸上自衛隊設備部隊を派遣することを決定した。さらに、同年12月20日、日本政府は、この実施計画を閣議決定し、一川保夫防衛相は自衛隊に派遣命令を出した。政府は、インフラ整備を担う施設部隊約330人とそれを支援する部隊約40人などを来年1月11日以降順次派遣し、施設部隊は、首都ジュバ周辺でナイル川沿いの港整備や道路敷設にあたる予定とされている。

そもそも、施設部隊とはいえ実力部隊である自衛隊を海外に派遣することは「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定める憲法9条1項に違反する違憲行為である。

また、政府の立場からも、自衛隊が国連P K Oに参加できる場合を限定し、①紛争当事者間で停戦合意が成立していること、②当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること、③当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること、④上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は、撤収することが出来ること、⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること、のいわゆるP K O参加五原則を遵守しなくてはならないのが大前提であるとしてきた。

ところが今回、派遣が予定されている南スーダンについては、国連南スーダンミッション（UNMISS）の設置根拠となる2011年7月9日の国連安保理決議第1996号において武力行使を容認する国連憲章第7章が援用されている。また同国の首都ジュバについて、政府は「比較的治安が安定している」とするが、南スーダンにおいて、本年10月29日には民兵連合組織と政府軍が衝突し、民間人15人を含む75人以上が死亡したとの報道や、同年11月10日にはスーダン軍が南スーダン北部の難民キャンプを爆撃したとの報道もある。

このように南スーダンP K Oは、武力行使を容認する安保理決議に基づくものであること、また同国内部で武力衝突が発生していること、さらに、スーダンとの間でも国際的にも武力衝突が発生している現状に鑑みるならば、今回の派遣に際して上記五原則（特に①ないし④）が充足されているかについて大いに疑問があるといわざるを得ない。

のみならず、今回の派遣について、危険地帯に派遣される自衛隊の安全を口実に武器使用（上記⑤）の緩和が行われる危険もある。

さらに、この政府による南スーダンへの自衛隊派遣は、米国からの要請に応じる側面が

あることは否定できない。南スーダンでは自衛隊が武力衝突などに巻き込まれる危険性がお残るとされていることから、政府は、治安が悪化しているスーダン国境に近い北部情勢などについて、米軍との情報共有を図ることにしたとの報道や、国連は、整備が遅れている北部での活動を日本側に要望しており、既にジュバから約150キロ北のボアなどで活動を打診している、との報道もある。

今回の派遣は、そもそも憲法9条1項に反するものであるうえ、米国の要請に答える形でPKO五原則をなし崩しに自衛隊を派遣するものであり、かつ、自衛隊を米軍と一体的に運用することを指向するものでもあるから、およそ許容できるものではない。

このような自衛隊派遣に強く抗議し、撤回することを強く求める。

2011年12月26日

自由法曹団

団長 篠原義仁